

原議保存期間	5年(令和2年3月31日まで)
有効期間	一種(令和2年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第38号、丁交指発第49号
令 和 7 年 3 月 2 1 日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

通行止め区間における道路管理のためのスノーモービルの使用に関する留意事項等について(通達)

通行止め区間における道路管理のためのスノーモービルの使用については、国土交通省において、通行止め区間(大規模な降雪等により道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項若しくは第2項又は道路交通法(昭和35年法律第105号)第5条第1項等に基づく通行の禁止が行われ、一般交通を全面的に遮断する措置が講じられた場所をいう。以下同じ。)における道路管理者による滞留車両や路面の状況の確認等の道路管理のための作業にスノーモービル(スキー及びカタピラを有する雪上車をいう。以下同じ。)の活用を図ることとされ、平成23年2月18日付けで、別添のとおり、道路局国道・防災課長、環境安全課長及び高速道路課長から地方整備局道路部長等への通知並びに自動車交通局保障課長、自動車情報課長及び技術企画課長から地方運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長への通知が発出されていることを踏まえ、「通行止め区間における道路管理のためのスノーモービルの使用に関する留意事項等について」(平成23年2月18日付け警察庁丁規発第10号ほか。以下「旧通達」という。)により取り扱うこととしていたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する改正規定について、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和6年政令第334号)により令和7年3月24日から施行されることに伴い、所要の改正を行い、同日から下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようにされたい。

旧通達は、同日をもって廃止する。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局及び同省物流・自動車局と調整済みである。

記

1 概要

通行止め区間においては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3章又

はこれに基づく命令の規定に適合せず、同法による自動車登録番号標又は車両番号標を表示しないスノーモービル（以下単に「スノーモービル」という。）であっても、道路交通法第80条第1項による道路の使用に関する協議を行い、又は同法第77条第1項による道路使用許可を受けることにより、道路管理者又はその指示若しくは依頼を受けた者が行う滞留車両や路面の状況の確認等の道路管理のための作業にスノーモービルを使用することができる。

2 通行止め区間においてスノーモービルが使用される場合の手続

(1) 道路の使用に関する協議又は道路使用許可の申請

道路管理者において、通行止め区間における滞留車両や路面の状況の確認等の道路管理のための作業にスノーモービルを使用する必要があると判断した場合には、次の区分により、当該通行止め区間を管轄する警察署長に対し、道路の使用に関する協議又は道路使用許可の申請がなされる。

ア 道路管理者に所属する職員が当該作業全般について管理を行う場合 道路の使用に関する協議

イ ア以外の場合 道路使用許可の申請

なお、緊急を要し、あらかじめ文書により協議又は申請を行ういとまがないときは、道路の使用に関する協議又は道路使用許可の申請は口頭（電話を含む。以下同じ。）でなされ、必要な書面は事後に提出されることとなるが、口頭でなされたものについても、書面で提出されたものと同様に取り扱うこと（この場合には、当該協議又は申請について確実に記録を作成すること。）。

(2) 道路の使用に関する協議に対する回答

(1)アに掲げる場合には、当該警察署長は、当該作業の緊急性及び必要性を勘案して、スノーモービルの使用を含む当該通行止め区間における作業の実施が差し支えないものと認められる場合には、(3)イの条件として付すべき事項について必要な意見を付した上で、当該道路管理者に対し、速やかにその旨を回答すること。

なお、緊急を要し、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、口頭により道路管理者に対する回答を行うこととするが、この場合には、当該協議について確実に記録を作成すること。

(3) 道路使用許可の申請に対する対応

ア (1)イに掲げる場合には、当該警察署長は、当該通行止め区間に係る道路管理者にスノーモービルを使用した道路管理のための作業の指示又は依頼の事実を確認した上で、当該作業の緊急性及び必要性を勘案して、公益上やむを得ないと認められる場合には、速やかに道路の使用を許可すること。

なお、緊急を要すると認められる場合には、口頭により当該申請者に許

可（イによる指導事項及び許可条件を含む。）を通知し、事後に許可証を交付することとするが、この場合には、当該許可の内容等について確実に記録を作成すること。

イ アにより道路の使用を許可する場合には、当該申請者に対し、当該通行止め区間以外の道路においてスノーモービルを運転することはできないことを指導するとともに、道路交通法第77条第3項により、次の事項を条件として付すること。

(ア) 必要な箇所に監視員等を配置するなど、当該通行止め区間への一般交通の進入等を防止する措置を講じること。

(イ) スノーモービルの運転者は普通自動車を運転することができる運転免許を受けている者に限り、運転中は運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを携帯させること。

(ウ) スノーモービルの運転者に対し、道路上の歩行者や障害物に十分に注意し、交通事故を防止するため、道路及び交通の状況に応じて安全な速度と方法で運転するよう指示すること。

(エ) スノーモービルの運転者に対し、道路管理のための作業に従事していることを明瞭にするための腕章、ベスト等を着用させること。

(オ) その他当該地域の実情に応じて交通の安全と円滑を図るため必要と認められる事項

3 留意事項

(1) 道路の使用に関する協議又は道路使用許可の申請に対する迅速な対応

本通達に基づき通行止め区間において道路管理のためにスノーモービルが使用されるのは、大規模な降雪等により滞留車両が生じている場合等であることから、本通達に基づく道路の使用に関する協議又は道路使用許可の申請に対しては、迅速な対応を行うこと。

(2) 道路管理者との事前の確認

大規模な降雪等があった場合に通行止め区間におけるスノーモービルの使用が予定される道路管理者にあっては、通行止め区間となることが予想される場所を管轄する警察署長に対し、あらかじめその旨を連絡することとされていることから、当該連絡を受けた場合には、当該道路管理者との間で、通行止め区間においてスノーモービルが使用される場合の具体的な手続に関する事項等について、あらかじめ確認を行うこと。